

公益財団法人 たんしん地域振興基金

給与及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 たんしん地域振興基金（以下、「この法人」という）の役員及び評議員（以下、役員等という。）並びに職員の給与及び旅費について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 この法人の役員等の報酬については、無報酬とする。

(役員等への費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、その職務を行うための費用の弁償として旅費を支給する。

2 役員等が招集に応じ、本財団の運営に必要な会議に出席するために旅行したときは、費用の弁償として旅費を支給する。

3 前2項の規定により支給する旅費は交通費のみとし、その額は、但馬信用金庫の規程に準拠する。

(職員の給与)

第4条 この法人の職員の給与については、理事長が定める。ただし、但馬信用金庫との兼務職員については、給与は支給しないものとする。

(職員の旅費)

第5条 この法人の職員の旅費については、但馬信用金庫の規程に準拠する。

(委 任)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月3日から適用する。

平成23年6月24日 改定。（平成23年6月21日の評議員会諮問、平成23年6月24日の理事会議決）

ただし、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。